

地域生活支援拠点等 整備方針[概要版]

西東京市 健康福祉部 障害福祉課

地域生活支援拠点等整備事業とは

- ▶ 今後の障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活できるように、居住支援のための機能（**①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり**）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。
- ▶ 第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）では、「地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする」としています。
- ▶ 平成28年度第5期西東京市地域自立支援協議会第3回会議（平成29年2月16日開催）にて報告しましたとおり、西東京市では「面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担うもの）」を想定しています。

西東京市地域生活支援拠点の整備体制

西東京市地域自立支援協議会

《協議・決定》



地域生活支援拠点等整備作業部会

《検討・報告》



ワーキンググループ

《実態把握・施策検討・報告》

西東京市地域生活支援拠点等整備ロードマップ

令和2年度 ○作業部会設置 方針整備

令和3年度 ●緊急時の受け入れ・対応の機能に関する事業
●体験の機会・場の提供の機能に関する事業
○ワーキンググループ設置

令和4年度 ●相談機能 ●地域の体制づくりの機能
●専門的人材の確保・養成の機能について整備予定

令和5年度以後 事業の見直し等を継続的に実施（予定）

地域生活支援拠点等事業の整備状況

- ▶ 第5期障害福祉計画における目標に基づき、地域生活支援拠点等の整備にあたり、必要な事項の検討を行うため、令和2年度に西東京市地域自立支援協議会に地域生活支援拠点等整備作業部会を設置し、地域生活支援拠点等整備方針に基づき令和2年度及び令和3年度で検討を行ってきました。整備を検討した機能は以下のとおりです。

- ①相談機能
- ②緊急時の受け入れ・対応の機能
- ③体験の機会・場の提供の機能
- ④専門的人材の確保・養成の機能
- ⑤地域の体制づくりの機能

②・③の機能は令和3年度中に整備

令和3年度中に②、③の機能、令和4年度にはその他の①、④、⑤の機能について整備する予定です。

①相談機能

- ▶ 市内の障害福祉事業所において地域生活支援拠点事業の位置づけを行います。
- ▶ 計画相談支援事業所等にはコーディネーターを配置していただくことを想定しています。
- ▶ それ以外のサービス事業所等にも連絡担当者の配置を想定しています。

■相談機能の整備概要■

- ・市内の障害福祉関係事業所において西東京市地域生活支援拠点等整備事業の位置づけを行うことにより、地域全体で「できるだけ緊急事態が起こらないように事前に対応をすること」「緊急時の相談と対応が円滑にできること」等の体制を整備。位置づけを行うことにより、障害がある方やそのご家族の「どこに相談をしたら良いのか」「どうしたら利用できるのか」という疑問に答えるだけでなく、関係事業所同士の連携を図る。
- ・基幹相談支援センター、地域活動支援センター、計画相談支援事業所、サービス提供事業所等の段階的な位置づけ。

●地域生活支援拠点等整備事業における コーディネーターの役割

- ▶ 8050問題等で生じる緊急事案に突発的に対応をするのではなく、将来を見据えて予防的に緊急事態に備えた対応を行います。
- ▶ 障害のある方の状態や、周りの状況などを鑑みて「もしも」に備えたサービス利用の総合調整を行ったり、「もしも」のことが生じた場合には、受入施設の調整に関する橋渡しが必要な際の付添等の支援を関係事業所等と協力連携をしながら実施をします。
- ▶ 緊急事態を脱した後は、必要なサービスの利用調整等を行い、安心して地域で生活できるよう支援します。

コーディネーターの業務内容 例

No.	支援内容	具体例
①	事前の利用登録申請の手続き支援【相談機能】	事業の説明、登録、利用契約までの橋渡し、登録申請書等の記載支援、対象者の掘り起こしやアウトリーチ 等
②	短期入所の利用計画作成【緊急時の受入・対応/体験の場の確保】	緊急時の受入・体験の場の確保をするにあたり短期入所の利用計画書の作成を行う 等
③	調整会議への参加【地域の体制づくり】	対象者の情報共有や支援内容の検討・評価、潜在する方の掘り起こしや登録への具体的アプローチの検討 等
④	連絡調整（橋渡し）	関係する事業所と連携調整を行う 等

②緊急時の受け入れ・対応の機能

- ▶ 令和3年5月に泉小学校跡地に設立された社会福祉法人睦月会の施設を活用し、常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや対応を行う機能の整備をします。

■ 緊急時の受入・対応の機能の整備概要 ■

8050問題における緊急時等に迅速に対応することができるように、対象となることが想定される方については可能な限り「**事前登録**」を行う。

③体験の機会・場の提供の機能

- ▶ 令和3年5月に泉小学校跡地に設立された社会福祉法人睦月会の施設を活用し、体験の機会・場を提供する機能を整備します。

■ 体験の機会・場の提供の機能の整備概要 ■

- ▶ **【対象】** 将来、一人暮らしやグループホームでの自立を考えて、家族と離れた生活の体験が必要な方。
- ▶ **【利用期間】** 多くの方に利用してもらいたいため、おおむね年間30日。一回の利用は原則1週間とする。
- ▶ **【提供されるサービス】** 日中活動以外の時間に、自立生活するために必要な家事（調理、洗濯、掃除等）、金銭管理、服薬管理等の訓練を想定。
- ▶ **【事前登録・サービス支給決定】** 事業の利用に際して、「事前登録」と短期入所の支給決定等が必要となる。
- ▶ **※注意事項** 緊急利用の方がいた場合は緊急利用の方が優先となる。

④専門的人材の確保・養成の機能

- ▶ 医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害者の方に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を目指します。

■専門的人材の確保・養成の機能の整備概要■

- ▶ 目的：地域生活支援拠点等整備事業に携わる人材を育成することによる、地域全体での相談支援体制の底上げ。
- ▶ 方法：東京都の研修や連携の場等今ある資源を活用しつつ、理論・実践・実証等を踏まえながら段階的に育成。
- ▶ アンケート等による効果検証。

人材育成の取組イメージ

ステップ1 お互いを知る・資源を知る	5 年 程 度 を 目 途 に 段 階 実 施	1 ワーキンググループや相談支援部会における事例検討会・研修会 2 基幹相談支援センター・地域活動支援センターの定例カンファレンス 3 事業所同士の交流の場の設置 4 障害者理解に関する研修会 5 他の事業所が実施している研修会への参加
ステップ2 力を蓄える		1 強度行動障害研修 2 喀痰吸引研修 3 基幹相談支援センター職員向けスーパーバイザー養成講座 4 東京都や他自治体等の研修への積極的な参加 5 緊急時の対応(8050 に関する)に関する実践研修 6 職層・階層ごとにおける研修
ステップ3 力を活かす		1 基幹相談支援センター職員による同行訪問・定期訪問等 2 職場内外における相談支援体制の活性化 3 円滑な緊急時対応

⑤地域の体制づくりの機能

- ▶ 基幹相談支援センター、地域活動支援センター、計画相談支援事業所等が協働して情報共有や事例検討等を行うことができる体制づくりを目指します。

■地域の体制づくりの機能の整備概要■

- ◇地域生活支援拠点事業を利用する場合は、計画相談支援事業所の決定が必要。
- ◇計画相談支援事業所や基幹相談支援センター、地域活動支援センター、受入法人等が調整会議で情報共有や利用の可否について検討。
- ◇多数の機関が重層的に関わることによって、一つの事業所だけで抱え込まないような体制づくり、円滑な対応ができるような体制を整備。

